

納税の猶予と市税の減免

火災、風水害などの災害や盗難の被害にあわれたり、生活保護法による扶助を受けられるなど特別な事情がある場合には、申請に基づき納める時期を遅らせたり、分割して納めたり、あるいは税額を減免したりすることができる次のような制度があります。

納税の猶予

税金は、納期限内に納めるのが原則ですが、納税者に次のような事情が生じ納期限内に全額を納付することができないと認められる場合には、申請に基づいて納める時期を遅らせたり、分割して納めることができます。ただし、猶予期間は原則として1年以内に限りです。

- (ア) 災害により損害を受けたり、盗難にあったとき
- (イ) 本人や家族が病気にかかったり、負傷したとき
- (ウ) 廃業や休業したとき
- (エ) 事業について著しい損失を受けたとき
- (オ) 一時に納付することにより生活の維持や事業の継続が困難になるおそれがあるとき

申請には、申請書の提出が必要です。一定の要件を満たす場合はオンライン申請も可能です。詳しくは市ホームページをご確認ください。

福岡市 市税 猶予

検索

市税の減免

納税者が、次の要件に該当する場合は、市税が減免されることがあります。減免を申し出る場合は、その税の納期限の3日前までに申請書を提出していただかなければなりません。

詳しくは各税目の担当課(P97～98をご覧ください。)へお問い合わせください。

税の種類	主な要件
個人市県民税 ※森林環境税は右記要件の一部のみ対象となります。	○生活保護を受けている場合 ○廃業、休業、失業等により、所得が減少した方で一定の条件に該当する場合 ○勤労学生に該当する学生・生徒の場合 ○障がい者の場合 ○相続により納税義務を承継した方で、相続財産がない場合 ○災害(火災・風水害など)により損害を受けた場合
固定資産税 都市計画税	○生活保護を受けている場合 ○災害により所有する固定資産に損害を受けた場合
軽自動車税	○生活保護を受けている場合 ○障がい者またはその家族が所有する車で、障がい者自身が使用する場合、またはその家族がその障がい者のために使用する場合 ○災害により滅失した場合
事業所税	○災害により損害を受けた場合